

鳥インフルエンザ:今シーズンも嚴重な警戒が必要です!

本年4月以降も、アジアや欧州などで、飼養家さんにおける発生が多数確認されています。また、野鳥についても、日本へ飛来する渡り鳥の営巣地があるロシア及び中国では、広い範囲で発生しています。

これらの発生状況から、今シーズンも国内発生に嚴重な警戒が必要です!!
これから渡り鳥の本格的な飛来を迎えるにあたり、飼養衛生管理基準遵守の再徹底をお願いします。



自分の経営を守るため次の対応を徹底して下さい!

○海外渡航の自粛

- ・本病発生地域への渡航は可能な限り自粛してください。

○衛生管理区域及び畜舎への病原体持込みの防止の再徹底

- ・今年度も10月から飼養衛生管理基準遵守状況の一斉点検を行います。遵守状況の報告についてよろしくをお願いします。

○早期発見・早期届出の徹底

- ・毎日の健康観察を入念に行い、異状が認められた場合は、すぐに、かかりつけの獣医師又は管轄の家畜保健衛生所へ連絡してください。

★次の異状は通報を!★

- 家さんの死亡率が通常の2倍以上
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下などの症状
- 5羽以上の家さんがまとまって死亡している又はうずくまっている

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間・休日) 090-7205-0895

県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間・休日) 090-7205-1402

県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間・休日) 090-7205-1826